

クローズアップ実務

待望の改訂!

副読本採用実績No.1!

「携帯」違反取締要領

補訂第2版

—銃刀法・軽犯罪法・ピッキング防止法—

■ 警察実務研究会 編著 ■ A5判 ■ 並製 ■ 96頁

定価 (本体 1,200円 + 税)

本書のポイント

地域警察官が取り扱うことの多い「携帯」違反摘発のための一冊!

「携帯」違反の基本&最重要ポイントについて解説。一人一冊、手元に置けば、重要犯罪被疑者の事前検挙に役立つ!

イラスト、写真、図解等を用いた分かりやすい解説!

イラスト、写真、図解のほか、具体例、裁判例もふんだんに盛り込み、法令解釈がよく分かる。刃物の測定要領、「ブツ」発見時の判断要領といった実務に直結する解説も充実。

「のこぎり」の銃刀法 22 条該当性につき、解説を追加!

「のこぎり」について、銃刀法 22 条によって携帯が禁止される刃物に該当し得るとの解釈が示されたことに伴い、解釈の要旨及び刃物の測定方法について追加。

内容見本

本書の目録と内容の一部を掲載しています。

補足説明も充実!

「のこぎり」の銃刀法 22 条該当性について、刃物の測定方法や判断要領を詳しく解説しています。

「破壊用シリンダー」とは? 「ホールソーのシリンダー」とは? といった疑問についても解説しています。

「器具」に該当すると考えられるモノを発見	性質上の凶器	用法
刃物 (銃刀法に該当しないもの)	○	○
鉄棒、鉄パイプ、木刀	○	○
ヌンチャク、メリケンサック	○	○
竹やり	○	○
特殊警棒	×	×
角材 (ある程度の長さ・太さ)	×	×
火炎びん、硫酸びん	×	×
千枚通し	×	×
爆竹 (ある程度まとまった量)	×	×
毒薬物、唐辛子の粉末	×	×
こぶし大以下の小石	×	×
ステッキ	×	×
縄、てめぐい、バンド	×	×
コーラ・牛乳の空き瓶	×	×

「銅質性」とは、冶金学上定義された銅 (銅を主成分とし、7%含有する) の金属材料を指し、銅は刃物の材料として多く用いられる。銅は、刃物を始め、銃、銃撃、銃撃、銃撃に用いられる。

銅合金 (磁石に吸引しない) 非銅質性 (磁石に吸引する) 銅合金 (磁石に吸引する) 亜鉛合金 (磁石に吸引する)

「正当な理由」がある場合は「なし」、ない場合は「あり」 (違反とならず)

「破壊用シリンダー」とは? 「ホールソーのシリンダー」とは? といった疑問についても解説しています。

「破壊用シリンダー」とは、一見、ドライバー様の器具であるが、先端の作用部分が特定の形式の建物錠のシリンダーに符合する形状をしており、当該部分をシリンダーに挿入して強制的に回転させることによりこれを破壊するための器具である。法施行令 1 条 2 号においては、これを「特定の形式の建物錠のシリンダーに挿入して強制的に回転させることによりこれを破壊するための器具」と定義している。

「ホールソーのシリンダー」とは、普及率の高い代表的な形式の建物錠のシリンダーに符合するもの数本がセ

目次裏面参照

「携帯」違反取締要領

補訂第2版

— 銃刀法・軽犯罪法・ピッキング防止法 —

部内用

目次

銃刀法違反

1 銃刀法 22 条の規制

- (1) 銃刀法 22 条で規制する「刃物」とは？
- (2) 刀剣類と刃物の区分
- (3) 刃物の材質
- (4) 刃物の測定要領
- (5) 銃刀法 22 条の成立要件
- (6) 事例の検討

2 「模造刀剣類」とは？

- (1) 銃刀法 22 条の 4 の趣旨は？
- (2) 条文の解説
- (3) 「刀剣類」と「模造刀剣類」はどうやって区別するのか？
- (4) 発見時の留意点

3 許可・登録を受けた銃砲刀剣類に係る規制

- (1) 許可に係る銃砲刀剣類の場合
- (2) 登録に係る銃砲刀剣類の場合
- (3) 事例の検討

軽犯罪法違反

1 凶器携帯の罪

- (1) 目的
- (2) 用語の意義
- (3) 他罪との関係

2 侵入具携帯の罪

- (1) 目的
- (2) 用語の意義
- (3) 他罪との関係

ピッキング防止法違反

1 法律の趣旨

2 特殊開錠用具の所持の禁止

- (1) 「特殊開錠用具」とは？
- (2) 「所持」とは？
- (3) 「業務その他正当な理由による場合」とは？

3 指定侵入工具の隠匿携帯の禁止

- (1) 「指定侵入工具」とは？
- (2) 「隠して」とは？
- (3) 「携帯」とは？
- (4) 「業務その他正当な理由による場合」とは？

FAX でのご注文は、切りとらずにそのままご送信ください。FAX 03-3233-2871

申込書

* クローズアップ実務

「携帯」違反取締要領

— 銃刀法・軽犯罪法・ピッキング防止法 —

〔補訂第2版〕

部内用

合計 _____ 部

ご所属名	庁	道府県
(署・隊・課)		

ご担当者名 _____ (TEL : _____)

係名	氏名

係名	氏名

(ご記入いただいた個人情報は、購入申込み及びそれに伴うご連絡・弊社図書ご案内に利用させていただきます。)

*お申込みは合計部数だけでも承ります。



立花書房

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-28-2

TEL:03-3291-1561(代表) http://tachibanashobo.co.jp